

平成30年度第1回 生産性向上特別措置法における「先端設備等導入計画」に関する説明会を開催します

松阪市では、中小企業の設備投資を支援するための法律である「生産性向上特別措置法」に基づき、導入促進基本計画を策定し、平成30年6月20日付けで国から同意を得ました。

この措置法は平成30年6月6日に施行され、松阪市内で労働生産性の向上のために新たな設備投資計画に対して認定を行うことで、中小企業者の方々が固定資産税の特例措置や、補助金審査の加点等が受けられます。

このたび、下記によりこの説明会を開催いたしますので、皆様のご参加をお待ちいたしております。

【開催日時】 平成30年7月19日(木) 13時30分 ~ 15時30分

【開催場所】 松阪市産業振興センター カリヨン別館

(松阪市日野町788カリヨンプラザ1階)

【定員】 20名(先着順・参加無料)

【対象者】 松阪市内の中小企業者、認定支援機関の職員等

【内容】

参加費無料

- (1) 生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」等について
経済産業省 中部経済産業局 産業部 中小企業課
- (2) 信用保証協会からの支援内容について
三重県信用保証協会 企画調整課
- (3) 「先端設備等導入計画」の認定申請について
松阪市産業文化部 商工政策課 松阪市産業支援センター
- (4) 質疑応答

【主催】 松阪市

【申込先】

松阪市産業文化部 商工政策課 松阪市産業支援センター

松阪市日野町788 カリヨンビル1階

TEL 0598-25-6520 FAX 0598-25-6521

E-mail san.shien@city.matsusaka.mie.jp

企業名			
住所	〒		
TEL:		FAX:	
参加者氏名			